

青森県報

第三百八十四号

令和三年
十一月十日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

○結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……三

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……四

公 告

○地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……四

○地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……五

○右 同……………(同) ……五

公 営 企 業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……五

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院総務課) ……六

訓 令

青森県訓令甲第十四号

各 出 先 機 関
行 中 一 般

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「職 氏 名」を「職 氏 名」に、「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第二号様式の二中「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第二号様式の三中「職 氏 名」を「職 氏 名」に、「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第二号様式の四中「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の8を削る。

第二号様式の五中「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の7を削る。

第二号様式の六中「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同様式の注の5を削る。

第二号様式の七の表中「職 氏 名」を「職 氏 名」に改め、同表の注の5を削り、同様式の表中

請求者の印	備考	備考

第四号様式の二中「職氏名」を「職氏名」に改め、同様式の注の7を削る。

第四号様式の三中「職氏名」を「職氏名」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第七号様式中

宿日直者氏名	命 受 領 印

宿日直者氏名	命 受 領 印

を

を

宿 日 直 者 氏 名

宿 日 直 者 氏 名

に改める。

に、

第十号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「副(主)長」を「副(主)長」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第七百五十二号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号）第二条第一項の規定により令和三年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十四円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 二 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項

三 五百五円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

四 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

の規定により行う定期の健康診断に要する経費

青森県告示第七百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
まっすぐ介護合同会社	つがる市木造浮巢六の五	訪問介護	つがる市木造末広一八	令和三年十一月十日

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南部地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南部地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和三年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式から第三号様式の三までの規定中「**〇〇**氏名」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第三号様式の四中「**〇〇**氏名」を「**〇〇**氏名」に改め、同様式の注の6を削る。

第三号様式の五中「**〇〇**氏名」を「**〇〇**氏名」に改め、同様式の注の7を削る。

第三号様式の六中「**〇〇**氏名」を「**〇〇**氏名」に改め、同様式の注の6を削る。

第三号様式の七の表中「**〇〇**氏名」を「**〇〇**氏名」に改め、同表の注の6を削り、同様式の表中

「請求者の印」

備考

を

に改める。

第三号様式の八中「 ㉔ 」を「 ㉕ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

「 ㉕ 」を「 ㉖ 」に改め、同様式の注の6を削る。

「 ㉖ 」を「 ㉗ 」に改め、同様式の注の8を削る。

第四号様式中「 ㉘ 」を「 ㉙ 」に改め、同様式の注の5を削る。

「 ㉙ 」を「 ㉚ 」に改め、同様式の注の7を削る。

「 ㉚ 」を「 ㉛ 」に改め、同様式の注の8を削る。

第五号様式中「 ㉜ 」を「 ㉝ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第五号様式の二中「 ㉞ 」を「 ㉟ 」に改め、同様式の注の6を削る。

第五号様式の三中「 ㊱ 」を「 ㊲ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第十八号様式中「 ㊳ 」を「 ㊴ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十一月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「 ㉔ 」を「 ㉕ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第七号様式中「 ㉖ 」を「 ㉗ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第八号様式中「 ㉘ 」を「 ㉙ 」に改め、同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第九号様式中「 ㉚ 」を「 ㉛ 」に改め、同様式の注の8を削る。

第九号様式の二中「 ㉜ 」を「 ㉝ 」に改め、同様式の注の7を削る。

第十号様式中「 ㉞ 」を「 ㉟ 」に改め、同様式の注の8を削る。

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式の五中「^㉔」を「^㉕」を

「に改め、同様式

の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第十二号様式の六中「^㉔」を「^㉕」を

「に改め、同様式

の注の6を削る。

第十二号様式の七中「^㉔」を「^㉕」を

「に改め、同様式

の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第二十五号様式中「^㉔」を「^㉕」を

「に改め、同様式の

注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第二十八号様式中「^㉔」を「^㉕」を

「に改め、同様式の

注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円